

平成30年度 瑞穂市放置自動車廃物判定会会議次第

日時：平成31年3月1日

午前9時30分から

場所：瑞穂市役所 第3庁舎3-2会議室

1. 委員長の選任について

2. 放置自動車の廃物判定について（諮問）

整理番号	車 種	登録番号 車体番号	放置場所
1	スズキ エブリイ	DA71V-275150	瑞穂市本田1758番地先
2	トヨタ タウンエース	不明	瑞穂市本田1758番地先
3	ダイハツ ムーブ	岐阜580か5003号	瑞穂市野田新田4090番地 4地先 瑞穂市資材置き場にて保管
4	三菱 レグナム	岐阜301せ7893号	瑞穂市野田新田4090番地 4地先 瑞穂市資材置き場にて保管

3. その他

瑞穂市放置自動車廃物判定会委員名簿

役 職	廃物判定会の 組織に掲げる 該当する号数	氏 名	役 職 等
	1 号	加藤 明	本巣地区交通安全協会瑞穂 支部長
	1 号	棚瀬 三之	本巣地区交通安全協会瑞穂 支部長代理
	2 号	歳藤 志郎	サイトウ自動車
	3 号	加藤 裕貞	瑞穂市自治会連合会長
	4 号	杉江 功	瑞穂市 市民安全対策監

瑞穂市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例・条例施行規則（抜粋）

◎ 条例

（廃物判定会の設置）

第 1 4 条 放置自動車の廃物判定について、市長の諮問に応じ、審査し、判定するため、廃物判定会を置く。

2 廃物判定会は、委員 7 人以内で組織する。

3 委員は、市長が委嘱する

◎ 条例施行規則

（廃物判定会の組織）

第 1 1 条 瑞穂市放置自動車廃物判定会（以下、「廃物判定会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

1 識見を有する者

2 自動車について専門的知識を有する者

3 市民の代表者

4 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 1 2 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（廃物判定会の委員長）

第 1 3 条 廃物判定会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、廃物判定会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（廃物判定会の会議）

第 1 4 条 廃物判定会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 廃物判定会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 廃物判定会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

瑞穂市放置自動車廃物判定会規約

(廃物判定基準)

第1条 廃物判定会は、別表に定めた廃物判定基準を持つものとする。

(基準の変更等)

第2条 前条に定めた廃物判定基準に不備等が生じた場合は、委員長は委員を招集し、廃物判定会を開くものとする。

2 基準の変更等の決議は、瑞穂市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する規則第14条第3項に従うこととする。

(審議)

第3条 市長より諮問された放置自動車（様式第1号）につき、廃物判定会は諮問された放置自動車の現状確認等を踏まえて、審議を行うこととする。

第4条 廃物判定会が廃物と判定する場合は、当該放置自動車内に存在する金品その他の物品については車輛と一体の物体と見なすものとする。

第5条 廃物判定会は、審議した放置自動車1台ごとに審議記録（様式第2号）を作成するものとする。

第6条 廃物判定会の判定した結果は、答申書（様式第3号）にて市長に答申するものとする。尚、その際には前条で作成した審議記録を添付することとする。

第7条 放置されている場所、状況、期間、その他特に所有者の廃棄の意志を推定させるものがあるときは、事務局と廃物判定委員のうち1人以上の判定をもってあらかじめ放置自動車保管場所へ移動することができる。

(その他)

第8条 廃物判定会の運営上必要な事項が生じたときは、委員長が市長と協議するものとする。

附 則

この規約は、平成15年11月20日より適用することとする。

瑞穂市放置自動車廃物判定基準

別 表

1号 放置自動車がその本来の機能を失っている場合
車輛の内燃機関、トランスミッション、ラジエター、ハンドル、タイヤ、バッテリー、座席等の走行に必要な装置の主要部分が破損若しくは腐食し、又は取り外されている場合は廃棄物とする。
2号 放置自動車がその本来の機能を失っていない場合
次のいずれかのものに該当する場合は廃棄物とする。 1. ナンバープレートが取り外され、かつ、車体番号が不明であるもの。 2. ナンバープレートがあるが、警察の調査等で該当ナンバーが登録されていないもの、かつ、車内にゴミとみなすことが出来るものが散在している状態であり、かつ、車体の一部に目立つ凹み又は、ガラス部分が一般的に見てひどく破損している箇所が1ヶ所以上ある場合は、廃棄物とする。 3. 放置されている場所、状況、期間、その他特に所有者の廃棄の意思を推定させるもの
3号 放置自動車がかつて廃物判定会に諮られ、廃物として否認された場合
この放置自動車は否認後、条例第16条の規定により撤去及び相当の間の保管を経ていることを勘案し、判定するものとする。

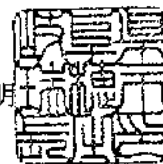
様式第1号

瑞管第528号

平成31年3月1日

瑞穂市放置自動車廃物判定会委員長 様

瑞穂市長 棚橋 敏明



瑞穂市放置自動車廃物判定会への諮問

瑞穂市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第14条の規定に基づき、下記の放置自動車につきまして、廃物判定を諮問致します。

記

整理番号	車 種	登録番号 車体番号	放置場所
1	スズキ エブリイ	DA71V-275150	瑞穂市本田1758番地先
2	トヨタ タウンエース	不明	瑞穂市本田1758番地先
3	ダイハツ ムーブ	岐阜580か5003号	瑞穂市野田新田4090番地 4地先 瑞穂市資材置き場にて保管
4	三菱 レグナム	岐阜301せ7893号	瑞穂市野田新田4090番地 4地先 瑞穂市資材置き場にて保管

瑞穂市管内図



1. 本図は、平成18年3月現在の1:25,000縮尺の地図を基に作成したものである。
2. 平成18年1月現在の地図を示すものである。

1:25,000

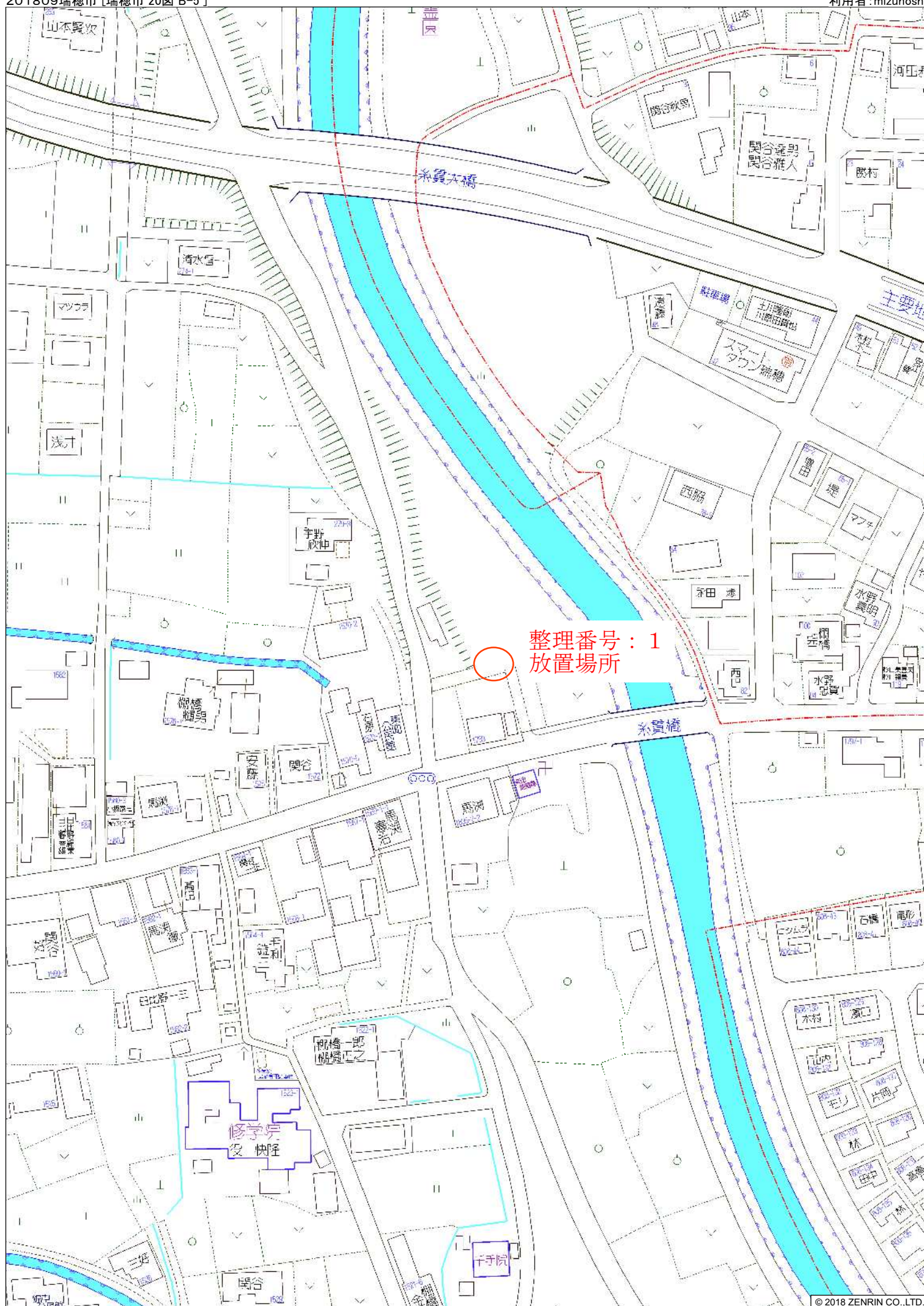
計画機関 瑞穂市
作業機関 朝日航洋株式会社

様式第 2 号

瑞穂市放置自動車廃物判定会審議記録

会 議 日	平成 3 1 年 3 月 1 日 【金】		
会 議 場 所	瑞穂市役所巢南庁舎 3 - 2 会議室		
出席した委員名			
欠席した委員名			
審議した自動車	整 理 番 号	NO.	1
放 置 場 所	瑞穂市本田 1 7 5 8 番地先		
メーカ	スズキ		
車 種	エブリイ		
形 式			
登 録 番 号	ナンバーなし		
車 体 番 号	DA71V-275150		
その他・備考	平成30年2月に自治会長より通報。		
	ナンバーが外されていたが、車体番号が確認できたため、関係		
	機関に調査を依頼するも、電子データが登録されていないとの		
	ことで、所有者不明の回答。		
	その後、条例・規則に基づき現地にて告知を行った。		
	車両の状態としては、長年放置されているため塗装の剥がれがあり、タイヤも 4 本とも走行できる状態ではない。		
判定会の意見欄	判定基準第 号一 による		
判定会の判定賛否	当該放置自動車を「廃物」として認定する者の委員数	名	
	当該放置自動車を「廃物」として否認する者の委員数	名	
判定結果	当該放置自動車を「廃物」として瑞穂市放置自動車廃物判定会として、 認 定 ・ 否 認 する		
	瑞穂市放置自動車廃物判定会委員長署名	印	

※判定結果欄の不用な文字を抹消すること。



放置自動車写真帳 整理番号:1



放置場所：瑞穂市本田1758番地先

車 種：スズキ エブリー

車両情報：ナンバーなし
車体番号:DA71V-275150

備 考 全体的に塗装剥がれあり。
タイヤは4本とも走行不能。

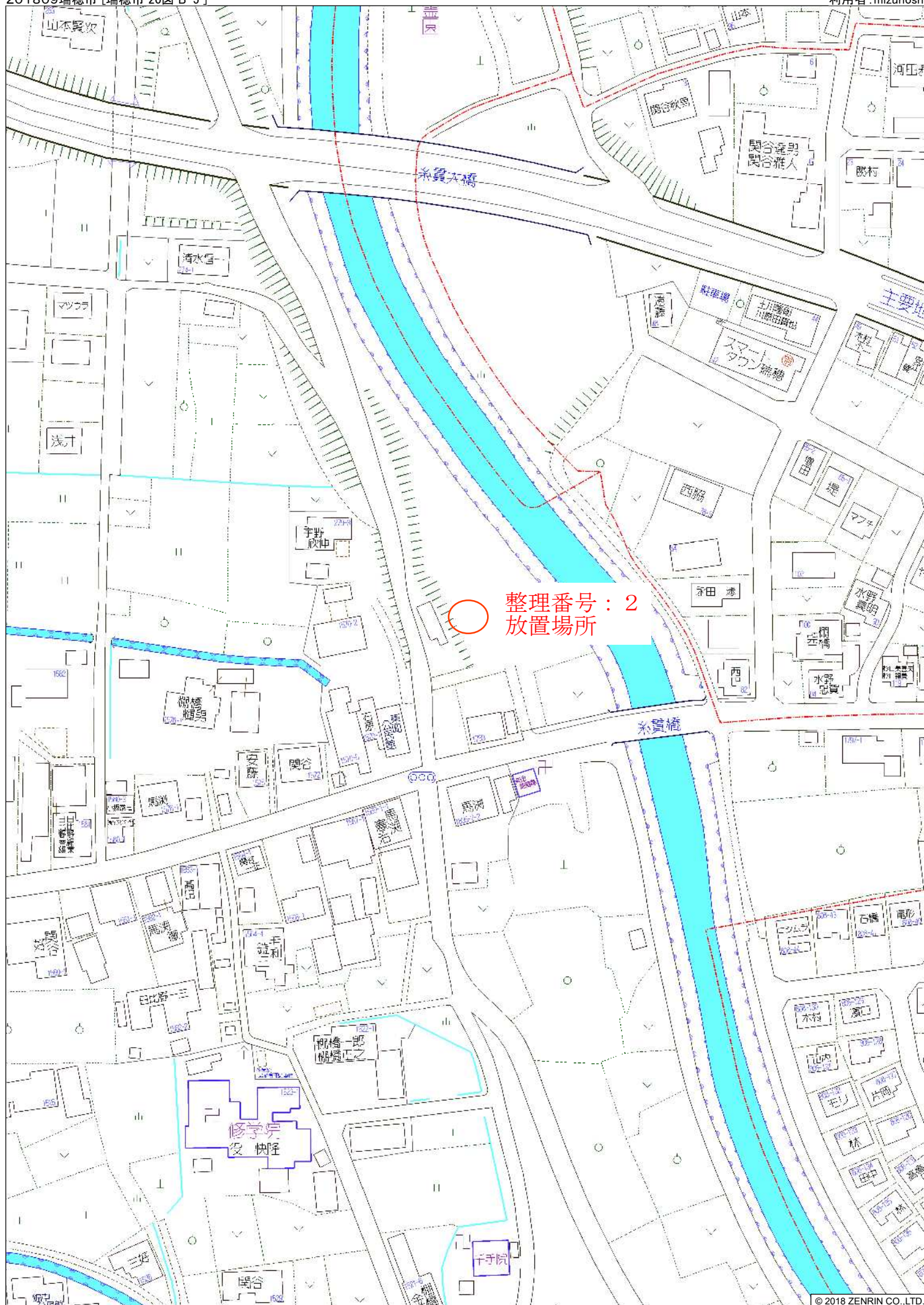


様式第 2 号

瑞穂市放置自動車廃物判定会審議記録

会 議 日	平成 3 1 年 3 月 1 日 【金】		
会 議 場 所	瑞穂市役所 南庁舎 3 - 2 会議室		
出席した委員名			
欠席した委員名			
審議した自動車	整 理 番 号	NO.	2
放 置 場 所	瑞穂市本田 1 7 5 8 番地先		
メーカ	トヨタ		
車 種	タウンエース		
形 式			
登 録 番 号	ナンバーなし		
車 体 番 号	不明		
その他・備考	平成30年2月に自治会長より通報。		
	ナンバーが外されており、車体番号も不明であることから、所有		
	者不明となった。		
	その後、条例・規則に基づき現地にて告知を行った。		
	車両の状態としては、長年放置されているため全体的にサビが		
	あり、タイヤも 4 本とも走行できる状態ではない。		
判定会の意見欄	判定基準第 号一 による		
判定会の判定賛否	当該放置自動車を「廃物」として認定する者の委員数	名	
	当該放置自動車を「廃物」として否認する者の委員数	名	
判定結果	当該放置自動車を「廃物」として瑞穂市放置自動車廃物判定会として、		
	認 定 ・ 否 認 する		
	瑞穂市放置自動車廃物判定会委員長署名	印	

※判定結果欄の不用な文字を抹消すること。



放置自動車写真帳 整理番号:2



放置場所：瑞穂市本田1758番地先

車 種：トヨタ タウンエース

車両情報：ナンバーなし
車体番号:不明

備 考 全体的にサビあり。
タイヤは4本とも走行不能。

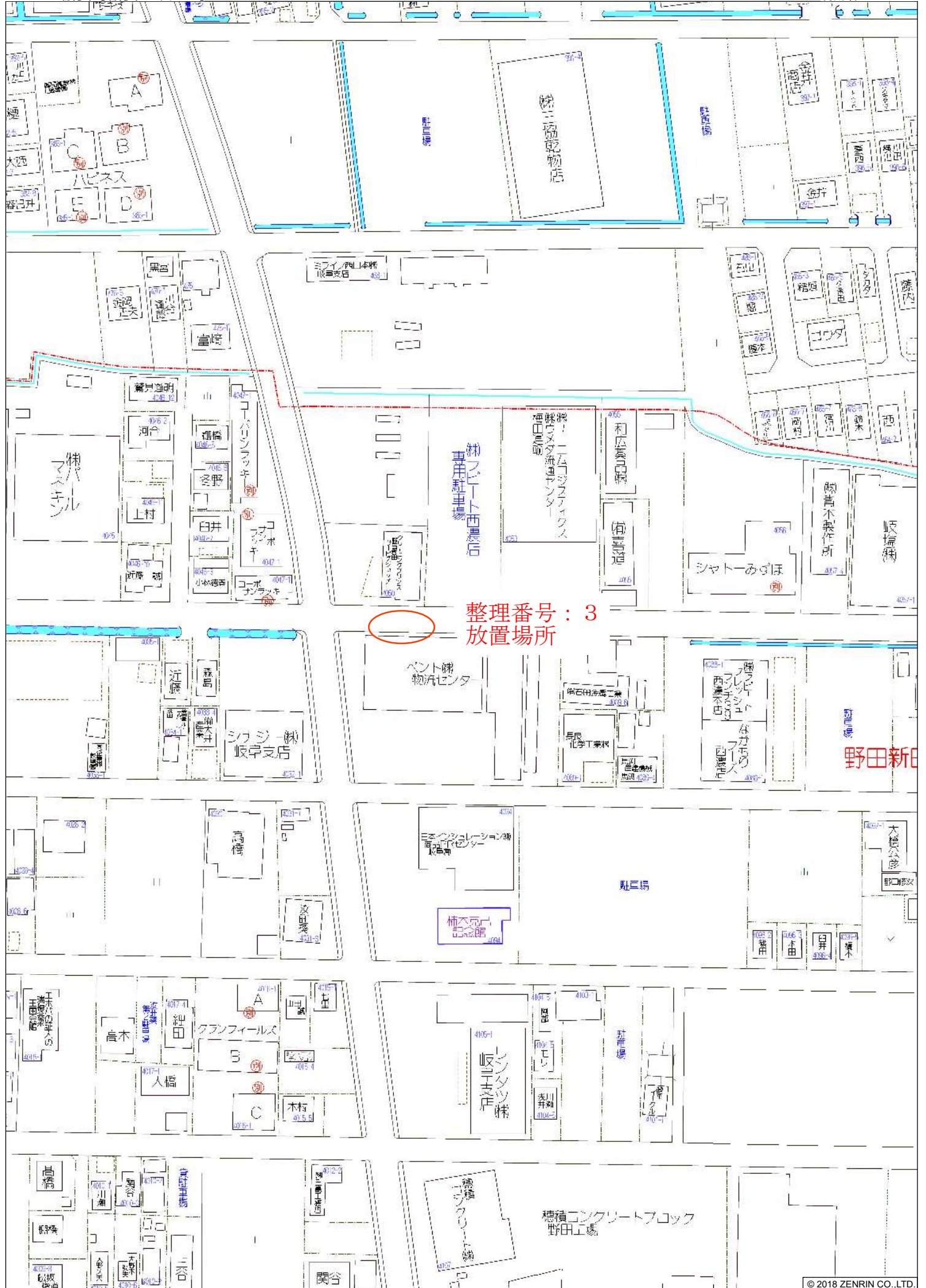


様式第 2 号

瑞穂市放置自動車廃物判定会審議記録

会 議 日	平成 3 1 年 3 月 1 日 【金】		
会 議 場 所	瑞穂市役所渠南庁舎 3 - 2 会議室		
出席した委員名			
欠席した委員名			
審議した自動車	整 理 番 号	NO.	3
放 置 場 所	瑞穂市野田新田 4 0 9 0 番地 4 地先 その後瑞穂市資材置き場へ移動		
メーカ	ダイハツ		
車 種	ムーブ		
形 式			
登 録 番 号	岐阜 5 8 0 か 5 0 0 3 号		
車 体 番 号			
その他・備考	平成 2 5 年に北方警察より、連絡あり。		
	警察、関係機関への調査により所有者が判明。しかし、携帯電話は解約されており、通知文も宛先不明で返送された。その後		
	の調査で当人は出国済みであるとの情報を得ている。		
	その後、道路の通行上に支障があることから、条例に沿った手続		
	を行い、北方警察立会のもと平成 2 6 年に瑞穂市資材置き場へ移動した。		
	車両の状態は、タイヤ 4 本がパンクしている。保管開始から現在		
	まで市役所に連絡は無い。		
判定会の意見欄	判定基準第 号 による		
判定会の判定賛否	当該放置自動車を「廃物」として認定する者の委員数	名	
	当該放置自動車を「廃物」として否認する者の委員数	名	
判定結果	当該放置自動車を「廃物」として瑞穂市放置自動車廃物判定会として、 認 定 ・ 否 認 する		
	瑞穂市放置自動車廃物判定会委員長署名	印	

※判定結果欄の不用な文字を抹消すること。



放置自動車写真帳 整理番号:3



放置場所：瑞穂市野田新田4090番地4地先
.....現在は瑞穂市資材置き場にて保管

車 種：ダイハツ ムーブ

車両情報：岐阜580か5003号

備 考平成25年当時の写真



備 考現在の写真



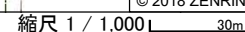
備 考現在の写真

様式第 2 号

瑞穂市放置自動車廃物判定会審議記録

会 議 日	平成 3 1 年 3 月 1 日 【金】		
会 議 場 所	瑞穂市役所巢南庁舎 3 - 2 会議室		
出席した委員名			
欠席した委員名			
審議した自動車	整 理 番 号	NO.	4
放 置 場 所	瑞穂市野田新田 4 0 9 0 番地 4 地先 その後瑞穂市資材置き場へ移動		
メ ー カ ー	三菱		
車 種	レグナム		
形 式			
登 録 番 号	岐阜 3 0 1 せ 7 8 9 3		
車 体 番 号			
その他・備考	平成 2 5 年に北方警察より、連絡あり。		
	警察、関係機関への調査により所有者が判明。しかし、携帯電		
	話は解約されており、通知文も宛先不明で返送された。その後		
	の調査で当人は出国済みであるとの情報を得ている。		
	その後、道路の通行上に支障があることから、条例に沿った手続		
	を行い、北方警察立会のもと平成 2 6 年に瑞穂市資材置き場へ移		
	動した。		
	車両の状態は、タイヤ 4 本がパンクしている。保管開始から現在		
判定会の意見欄	まで市役所に連絡は無い。		
	判定基準第 号 - による		
判定会の判定賛否	当該放置自動車を「廃物」として認定する者の委員数	名	
	当該放置自動車を「廃物」として否認する者の委員数	名	
判定結果	当該放置自動車を「廃物」として瑞穂市放置自動車廃物判定会として、		
	認 定 ・ 否 認 する		
	瑞穂市放置自動車廃物判定会委員長署名	印	

※判定結果欄の不用な文字を抹消すること。



放置自動車写真帳 整理番号:4



放置場所：瑞穂市野田新田4090番地4地先
..... 現在は瑞穂市資材置き場にて保管

車 種：三菱 レグナム
.....

車両情報：岐阜301せ7893号
.....

備 考平成25年当時の写真
.....



備 考現在の写真
.....



備 考現在の写真
.....